

消費生活用製品安全法施行令の一部改正による特定保守製品の変更について

1. 改正内容と「付帯設備表」記載の留意点

令和3年8月1日に「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」が施行され、特定保守製品が9製品から2製品になりました。

特定保守製品とは

経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。

<これまでの特定保守製品>

- ①屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)
- ②屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)
- ③石油給湯機
- ④屋内式ガスふろがま(都市ガス用)
- ⑤屋内式ガスふろがま(LPガス用)
- ⑥石油ふろがま
- ⑦ビルトイン式電気食器洗機
- ⑧密閉燃焼式石油温風暖房機
- ⑨浴室用電気乾燥機

<R3.8.1以降の特定保守製品>

- ③石油給湯機
- ⑥石油ふろがま

但し、除外された7製品のうち公布の日から起算して一年を経過する日までに点検期間の始期が到来する製品(経過措置対象製品)については、引き続き、法に基づく点検実施を行う経過措置が設けられています(附則2条)。

本会が策定する書式のうち、「付帯設備表」には特定保守製品を記載する項目があります。除外された7品目が経過措置対象製品に該当するかどうか、次の手順で確認して下さい。

2. 経過措置対象製品の見分け方

(1) 売主(所有者)への確認

今回の改正内容について、メーカーから所有者へ周知されることになっています(附則3条)。経済産業省の考えでは郵送やメールなど個別に通知をすることが望ましいとされていますので、まず、売主にメーカーから通知が届いていないかどうか確認して下さい。

但し、所有者情報を登録していなければ通知されませんし、売主自身も把握していないケースも予想されます。その場合は次の「特定保守製品表示ラベル」を確認する必要があります。

(2) 点検シールの確認

メーカーから通知が届いていない場合は、製品に貼ってある「特定保守製品表示ラベル」をみて、次の①～③に該当するか確認して下さい。いずれか1つでも該当する場合は経過措置対象製品ではありません（＝付帯設備表の「特定保守製品の表示」欄は「無」にチェック）。

①点検期間のはじまりが、2022年7月27日以降となっている場合

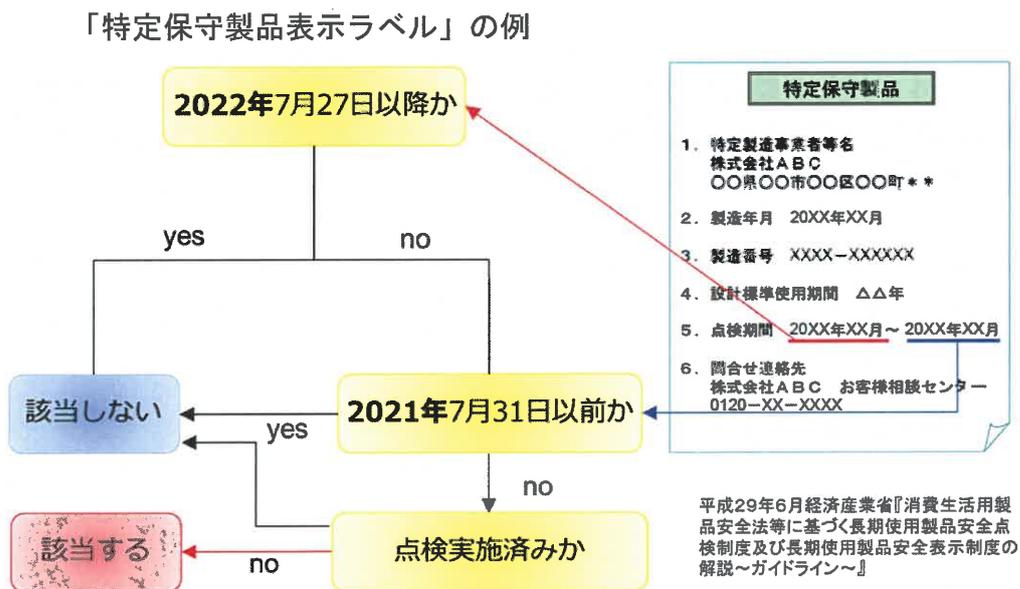
②点検期間の終わりが、2021年7月31日以前となっている場合

③上記①・②に該当しなくても、契約までに保守点検が実施済みの場合

※点検実施済みかどうかは、売主に確認するかラベルに表示されているメーカーの問い合わせ電話番号へ連絡して確認します。

これらについて図にしましたので、あわせて参照して下さい。

【図 経過措置対象製品かどうかの見分け方】



以上でも不明な場合は、表示欄に問い合わせ先の電話番号が記載されているので、そこへ問い合わせをして確認します。

3. 参考条文

附則第二条（点検等に関する経過措置）

この政令による改正前の別表第三に掲げる製品のうちこの政令による改正後の別表第三に掲げられていないもの（次条において「除外対象製品」という。）であってこの政令の公布の日前に消費生活用製品安全法第三十二条の三第二号に規定する点検期間（以下「点検期間」という。）の始期が到来しているもの及び同日から起算して一年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（この政令の施行前に同法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）並びに当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ同法第二条第四項に規定する特定保守製品（次条において「特定保守製品」という。）及び同法第三十二条の二第一項に規定する特定製造事業者等とみなして、同条第二項において準用する同法第七条から第九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第三十二条の九から第三十二条の十三まで及び第三十二条の十五の規定並びに同法第三十二条の十六（同法第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三及び第三十二条の十五に係る部分に限る。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）を適用する。

附則第三条（製品の所有者への周知）

この政令の施行前に除外対象製品の製造又は輸入をその事業として行った者（当該事業の全部の譲渡しがあり、又は当該者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継するものに限る。以下この条において同じ。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人）は、その製造又は輸入に係る除外対象製品（前条に規定するもの並びにこの政令の施行前に消費生活用製品安全法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）の所有者（当該事業者が当該除外対象製品に係る同法第三十二条の四第三項に規定する所有者情報を保有するものに限る。）に対して、当該除外対象製品が特定保守製品から除外されたことについて周知をしなければならない。